

奈良市防犯カメラ設置計画

(令和8年1月26日策定)

1 位置付け

奈良市第5次総合計画（令和4年度～8年度）の策定に連動した次期「奈良市安全安心まちづくり基本計画」の策定に先立ち、その重点事項である、危機管理課の事業において設置される防犯カメラの考え方を中期計画（令和4年度～8年度の5カ年度）として策定したが、防犯カメラが警察の犯罪捜査等にも多く活用されており、犯罪抑止効果も期待できることを鑑み、現在の中期計画を見直し、令和11年度までの奈良市防犯カメラ設置計画を新たに策定する。なお、本計画では、防犯カメラ設置事業として危機管理課が街頭に設置した防犯カメラ、及び自治会等への防犯カメラ設置補助金事業により自治会等が設置した防犯カメラを対象としており、他課が府内・駐車場等に設置した防犯カメラは対象としない。ただし、地域活性化対策事業で設置した防犯カメラ（新斎苑関連、児童相談所関連）については、危機管理課が維持管理を行い、防犯カメラ設置運用要領に則して同様に警察の犯罪捜査等に画像提供を行っていることから、奈良市防犯カメラ設置計画に含めることとする。

2 防犯カメラ設置の目的

街頭犯罪、交通犯罪等の被害防止を目的とし、対策として有効である防犯カメラを、奈良市内の学校付近や街頭・交通犯罪多発箇所等に設置し、犯罪抑止効果が期待できることに加え、犯罪が発生した場合の速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応できる態勢を確立して、安全安心なまちづくりの実現に寄与する。

3 防犯カメラ設置の現状

（1）防犯カメラ設置台数について

設置年度	防犯カメラ設置台数		補助金事業実績 (自治会等設置分)
	防犯カメラ設置事業	地域活性化対策事業	
平成29年度	107台	—	11台
平成30年度	70台	—	20台
令和元年度	30台	—	23台
令和2年度	93台	6台	45台
令和3年度	—	17台	27台
令和4年度	200台	—	13台
令和5年度	—	—	34台
令和6年度	50台	—	25台
合計	550台	23台	198台
	573台		

(2) 防犯カメラ設置事業における設置箇所の内訳について

期間	合計台数	駅周辺	交通要衝地・観光地周辺	学校・通学路周辺	街頭・交通犯罪多発箇所
平成 29 年度	107 台	90 台	7 台	10 台	—
平成 30 年度	70 台	—	40 台	30 台	—
令和元年度	30 台	—	10 台	20 台	—
令和 2 年度	93 台	32 台	14 台	47 台	—
令和 3 年度	—	—	—	—	—
令和 4 年度	200 台	—	20 台	94 台	86 台
令和 5 年度	—	—	—	—	—
令和 6 年度	50 台	2 台	5 台	11 台	32 台
合計	550 台	124 台	96 台	212 台	118 台

平成 29 年度は、犯罪が集中しやすいとされる市内鉄道 15 駅の概ね半径 500m 以内の「駅周辺」を中心に防犯カメラを設置した。平成 30 年度は、車両や人の集まる「交通要衝地・観光地周辺」、令和元年度および令和 2 年度は、市立小中学校（東部地区を除く）の概ね半径 500m 以内となる「学校・通学路周辺」を中心に設置した。令和 4 年度は、「学校・通学路周辺」の対象を半径 500m 圏外に広げた中での危険箇所、及び警察に調査を行った街頭・交通犯罪多発箇所、東部地区の防犯力強化とした交通要衝地に設置した。令和 6 年度は、警察が防犯カメラを必要とする 80 箇所のうち優先度の高い 50 箇所に設置し、令和 7 年度には残りの 30 箇所への設置が完了する予定である。

(3) 自治会等への防犯カメラ設置補助金事業について

期間	予算額	補助団体	補助実績台数	補助実績金額	補助条件
平成 29 年度	1,500 千円	11 団体	11 台	1,059 千円	1 団体につき 1 台のみを対象 設置費用の 1/2(上限 10 万円)
平成 30 年度	1,500 千円	10 団体	20 台	1,000 千円	<u>複数設置も対象</u> 設置費用の 1/2(上限 10 万円)
令和元年度	1,500 千円	15 団体	23 台	1,440 千円	複数設置も対象 設置費用の 1/2(上限 10 万円)
令和 2 年度	<u>3,000 千円</u>	18 団体	45 台	2,875 千円	複数設置も対象 設置費用の 1/2(上限 <u>20 万円</u>)
令和 3 年度	3,000 千円	16 団体	27 台	2,835 千円	複数設置も対象 設置費用の 1/2(上限 20 万円)
令和 4 年度	3,000 千円	9 団体	13 台	1,556 千円	複数設置も対象 設置費用の 1/2(上限 20 万円)
令和 5 年度	3,000 千円	16 団体	34 台	2,229 千円	複数設置も対象 設置費用の 1/2(上限 20 万円)
令和 6 年度	3,000 千円	14 団体	25 台	2,688 千円	複数設置も対象 設置費用の 1/2(上限 20 万円)

当事業は、平成 29 年度に「1 団体につき 1 台のみを対象に設置費用の 1 / 2 (上限 10 万円) を補助」の条件で事業を開始し、平成 30 年度には「複数台設置」の場合においても補助の対象と変更し、令和 2 年度には「補助上限を 20 万円」に増額した。また、令和 7 年度には、危機管理課が防犯カメラを設置する箇所と自治会等が防犯カメラの設置を要望する箇所が必ずしも合致するわけではないことから、当補助金をより活用しやすいものとするため、「補助上限額を 30 万円」に増額し、実施している。

4 今後の防犯カメラ設置事業について

(1) 今後の防犯カメラ設置事業における設置計画

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
防犯カメラ設置事業 新規設置台数	30 台	100 台	100 台	100 台	100 台
リース更新台数 () 内は前回設置年度	30 台 (R 1)	—	99 台 (R 2)	17 台 (R 3)	200 台 (R 4)
設置台数合計 (地域活性化 対策事業分 23 台を含む)	603 台	703 台	803 台	903 台	1,003 台

危機管理課で設置する防犯カメラを令和 8 年度から令和 11 年度までの間に 400 台増設し、地域活性化対策事業分 23 台を含め、合計 1,003 台体制とする。

平成 29 年度から令和元年度にかけて、207 台の防犯カメラを備品購入で設置していたが、防犯カメラを適切に維持管理するため、令和 2 年度以降、リース契約で設置しており、備品購入分については令和 5 年度から順次リース契約に切替え、令和 7 年度には、すべての防犯カメラのリース切替えが完了する予定である。

令和 8 年度以降の設置計画については、下記のとおり設置箇所の方針を定め、警察が必要とする箇所を調査し選定する。なお、令和 11 年度に防犯カメラの設置が困難とされる箇所への設置を目標とし、設置方法等の検討を進め、令和 10 年度までに導入可否を判断する。また、令和 9 年度から、令和 2 年度以降に設置した防犯カメラのリース契約が満了となるため、順次リース更新を行う。なお、地域活性化対策事業分においても同様に扱う。

【令和 8 年度以降の防犯カメラ設置箇所の選定方針と計画】

学校・通学路周辺や街頭・交通犯罪箇所を中心に、警察が必要とする箇所に増設することで、通学路の安全対策強化や街頭・交通犯罪多発箇所の防犯力強化を図る。

- ・令和 8 年度：学校・通学路周辺を中心に、警察が必要とする箇所を選定
- ・令和 9 年度：学校・通学路周辺及び、その他警察が必要とする箇所を選定
- ・令和 10 年度：街頭・交通犯罪多発箇所を中心に、警察が必要とする箇所
- ・令和 11 年度：街頭・交通犯罪多発箇所を中心に、警察が必要とする箇所（設置困難箇所を含む）

(2) 自治会等への防犯カメラ設置補助金事業の目標について

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
補助金事業設置台数	30 台	31 台	31 台	30 台	30 台
合計	228 台	259 台	290 台	320 台	350 台

令和 6 年度までの自治会等が設置する防犯カメラの単年度間の平均台数は約 25 台であったが、令和 7 年度の補助金上限額の増額により、一度に複数台の防犯カメラを設置しやすい補助内容となったこと、また、補助金事業に関する問い合わせも増えていることから、単年度あたりの平均台数の目標を約 30 台とし、令和 11 年度に 350 台の補助実績を目指す。

5 必要経費の概算見積り額

(1) 防犯カメラ設置事業（地域活性化対策事業分含む）

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
合計台数	603 台	703 台	803 台	903 台	1,003 台
リース料金 (千円)	22,276	24,893	29,436	33,941	36,601
その他経費 (千円)	3,323	3,757	4,446	5,135	5,824
合計予算額 (千円)	25,599	28,650	33,882	39,076	42,425

※リース料には設置費用、保守点検費用、修繕費用、移設費用を含む。

令和 8 年度以降、新規設置する防犯カメラの初年度リース料は、令和 8 年度と令和 11 年度は 1 カ月、令和 9 年度と令和 10 年度は 2 カ月とし、電気代や設置する柱の共架料等は 6 カ月として見積もっている。なお、令和 11 年度に設置が困難な箇所へ設置する場合、令和 10 年度に事前業務が発生する可能性がある。

(2) 自治会等への補助金事業（自治会等設置分）

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
補助金事業設置台数	30 台	31 台	31 台	30 台	30 台
累計合計台数	228 台	259 台	290 台	320 台	350 台
予算額 (千円)	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500

※「1 団体につき設置費用の 1/2（上限 30 万円）」の補助条件で 15 団体に交付と想定。

(3) 総合計額

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
防犯カメラ設置事業 (地域活性化対策事業含む)	25, 599	28, 650	33, 882	39, 076	42, 425
補助金事業 (自治会等設置分)	4, 500	4, 500	4, 500	4, 500	4, 500
合計予算額	30, 099	33, 150	38, 382	43, 576	46, 925

(千円)